

消 防 予 第 3 0 2 号  
平成20年11月17日

各 都 道 府 県 消 防 主 管 部 長  
東京消防庁・政令指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長

### 老人福祉施設における防火対策の徹底について

11月13日未明に発生した宮城県仙台市の老人福祉施設の火災(別紙参照)においては、負傷者33名という多数の人的被害が発生しています。

現在、この火災の原因については調査が行われているところですが、焼損は比較的小さい範囲にとどまっているものの、避難経路となる通路や階段室に煙が流入し、入所者が順次介助を受けながら避難していた際に、煙を吸う等して多数の負傷者が発生しています。

貴職におかれましては、下記により類似の老人福祉施設に係る緊急点検を行い、不備が認められた場合には是正措置を講じるなど、その防火対策の徹底を早急に進めるようお願いいたします。また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知するようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

### 記

- 1 老人福祉施設のうち、主として自力で避難することが困難な者が入所している施設で、スプリンクラー設備が設置されておらず、下記2の徹底が必要と考えられる施設を対象とすること。
- 2 上記1の対象施設にあつては、確実に区画を形成して火災を局限化するとともに、速やかに入所者の避難介助等を行うことが人命安全上不可欠であることから、次の点を重点とすること。
  - ① 防火区画等が確実に形成されるか確認すること。この場合において、ストッパー等による扉の閉鎖障害を確認し、特に防火戸でストッパーが設けられているものにあつては、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものであることを確認すること。
  - ② 防火対象物の関係者に対し、避難訓練、通報訓練及び消火訓練の実施を徹底するよう

指導すること。これに当たり、火災時に避難経路への煙の流入防止が特に重要となることから、扉の閉鎖確認等防火区画の形成、排煙設備がある場合にはその起動等を重点とすること。また、必要に応じ、「夜間の防火管理体制指導マニュアル」（平成元年3月31日付け消防予第36号）等により、実効性を確保すること。

- 3 緊急点検の結果、防火対策に重大な不備があるケースがあれば、下記の連絡先まで e-mail 又は FAX にて、その概要を送信すること（12月19日（金）を目途）。

連絡先

消防庁予防課 渡辺（剛）、鳥枝

電 話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

e-mail：torieda-h@soumu.go.jp

## 仙台市老人福祉施設火災概要

## 1 発生日時等

発生時刻：平成20年11月13日 調査中  
覚知時刻：平成20年11月13日 1時24分  
鎮圧時刻：平成20年11月13日 1時56分  
鎮火時刻：平成20年11月13日 2時23分

## 2 発生場所

住 所：仙台市若林区下飯田字遠谷地171  
建物名称：六郷の杜  
用 途：(6) 項ロ (老人福祉施設 (1階：老人短期入所施設、2階：有料老人ホーム))

## 3 建物概要

構造：鉄筋コンクリート造  
階数：地上2階建て  
建築面積：1,209.37㎡  
延面積：2,234.88㎡  
(1階：1,104.66㎡、2階：1,130.22㎡)  
階段：屋内階段 1、屋外階段 1  
収容人員：65人 (出火当時の在館者42名 (内従業員3名))  
消防同意：平成15年 1月31日  
建築確認：平成15年 2月 6日  
消防検査：平成15年 6月30日  
使用開始：平成15年 8月 1日

## 4 死傷者等

## (1) 人的被害

負傷者：33人

内訳

重症3人 (男1名、女2名) 顔面・気道熱傷等

中等症9人 (男3名、女6名) 顔面・気道熱傷・一酸化炭素中毒疑い等

軽症21人 (男5名、女16名)

※うち、2名 (中等症1名、軽傷1名) は従業員

## (2) 建物被害

焼損程度：部分焼 (焼損床面積24.36㎡)

## 5 火災原因等

調査中 (出火室は1階短期入所用居室)

## 6 消防用設備等

消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、

非常警報設備、誘導灯

※ スプリンクラー設備については、規則第 13 条第 1 項に規定する区画がなされていないため設置されていない。

7 防火管理状況

防火管理者：選任済み（平成 20 年 8 月 25 日届出）

消防計画：作成済み（平成 20 年 8 月 26 日届出）

8 直近の立入検査

平成 20 年 9 月 1 日実施

9 消防庁の対応

11 月 13 日（水）

02 時 15 分：仙台市消防局から第 1 報受領をし、情報収集及び対応開始する。  
消防庁第一次応急体制。

08 時 30 分：消防庁予防課職員 1 名現地派遣。

21 時 00 分：消防庁第一次応急体制解除。